2026 年度　社会的養護施設等
進学支度金助成　募集要項

一般財団法人　篠原欣子記念財団(しのはらよしこきねんざいだん)は、社会的養護施設等に在籍されている皆さまの新たな門出を応援したく、大学・短期大学・専門学校への進学に対して進学支度金を給付いたします。

1. 助成対象施設

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所(Ⅰ型／自立援助ホーム、Ⅱ型)、女性自立支援施設

【留意事項】
・2026 年 9 月1日時点で運営されている施設を対象とします。(同日以降に開設された施設は対象外)
・**運営主体:**株式会社、有限会社、合同会社などが設置主体または運営主体の施設も申請可能です。
・**公設施設の申請可:**公設公営・公設民営の施設(指定管理者制度または業務委託により運営)も申請可能です。
・**申請単位と小規模拠点等の扱い:**申請は施設単位とします(入所者個人からの直接申請はできません)。なお、以下の施設は、サテライト拠点を本体施設に含めて申請してください。
  - 児童養護施設(地域小規模児童養護施設を含む)
  - 母子生活支援施設(小規模分園型母子生活支援施設を含む)
  - 児童心理治療施設(分園型小規模グループケアを含む)
・**法人内の複数申請:**同一法人が運営する複数の施設から、それぞれ個別に申請することが可能です。
・**2026 年度他助成との併願可:**「社会的養護施設　設備・備品助成」・「社会的養護施設　お菓子等支援助成」・「研修助成　(リーダー・イン・ミー研修プログラム)」を申請している施設も、本助成と併願して申請可能です。

【対象外施設】
・児童自立生活援助事業所(Ⅰ型)の子どもシェルター。
・児童自立生活援助事業所(Ⅲ型)里親・ファミリーホーム。
・個人の運営主体・設置主体の施設。

2. 申請期間

2026 年 11 月 10 日(火)～12 月 15 日(火)13:00

3. 助成対象地域

日本全国(進学先も日本国内に限る)

4. 助成内容

項目	内容	条件等
進学支度金	日本国内の大学・短期大学・専門学校（専門士または高度専門士取得）へ進学する場合に、入所者に対して進学支度金を給付いたします。	・2026 年度に高等学校等を卒業見込みの者、または 2027 年 4 月 1 日時点で満 18 歳以上の者であって、下記の要件に該当する者に対し、「進学支度金」を給付いたします。 進学：日本国内の大学・短期大学・専門学校（2年制以上）に進学する場合 （二部・夜間部・通信制含む/例外として高等専門学校の4年次編入は対象とします） 期間：2026 年度（2026 年4月1日～2027 年3月 31 日）中に進学が決定し、2027 年1月末時点で施設に3カ月以上在籍している方であって、かつ 2027 年4月 12 日までに実際に進学した方を対象とします。 ※必須条件：助成金決定後に進学を証明する書類の提出

【留意事項】
・他の奨学金や支度金（受給予定を含む）との併給は可能です。
・年齢の上限による制限はありません。

【対象外】
・過去に篠原欣子記念財団の「支度金」を受給したことのある者
・短期入所者（3カ月未満）、通所者
・以下の学校に進学する者、または履修形態に該当する者
（1）海外の大学・短期大学・専門学校
（2）大学等の科目等履修生・聴講生
（3）職業訓練校
（4）高等専門学校（※ただし 4 年次編入を除く）
（5）専門士・高度専門士を取得できない学校（専門学校の修業年限 1 年制の課程、無認可校など）
＜（5）の具体例＞
① 専門学校の「1 年制」の学科・コース
都道府県知事から認可された正規の専修学校であっても、履修期間が 1 年の課程（調理師科 1 年コース、ビジネス系 1 年コース等）は、「修業年限 2 年以上・総授業時数 1,700 時間以上」の専門士付与要件を満たさないため、対象外となります。
② 「無認可校」（民間スクール・企業運営校）
アニメ、声優、ゲーム、デザイン、プログラミング等の分野に多く見られる、株式会社や民間企業が運営するスクールは、学校教育法上の専門学校ではないため、対象外となります。

5. 助成金給付金額

・助成金は、法人もしくは施設名義の銀行口座に助成対象者全員分を振り込みます。法人または施設より決定した入所者に配分してください。
・助成上限額：1名につき、100,000 円／1施設の上限 400,000 円
※対象者全員に均等按分

例1　該当する入所者3名・・・300,000 円を施設に入金
施設は、1名につき 100,000 円を該当者に配分

例2　該当する入所者5名・・・400,000 円を施設に入金
施設は、均等に按分して1名につき 80,000 円を該当者に配分

※1円単位の端数が出る場合は、法人（施設）の裁量によって端数の調整ができるものとします。

【注意事項】
給付された助成金は、進学のための準備や学費等にご活用ください。（※具体的な使途の指定は求めません）

6. 申請手続き

助成業務システム「Graain（グラーイン）」よりお手続きください。（以下、Graain）

【フロー概要】



STEP1：ログイン

助成業務システム Graain（グラーイン） ログイン
https://www.service.graain.net/general/login

＜Graain ログイン＞

アカウントを
お持ちでない場合

既にアカウントを
お持ちの場合

「新規アカウントを作成」
から作成

登録メールアドレスと
パスワードでログイン

＜Graain マニュアル＞

新規アカウント作成マニュアル

申請者用 操作マニュアル

「Graain」へのアクセスが初めての方のみ「新規アカウント作成」が必要です。すでに「Graain」のアカウントをお持ちの方は、改めてアカウントを作成する必要はありません。

STEP2：プログラム選択

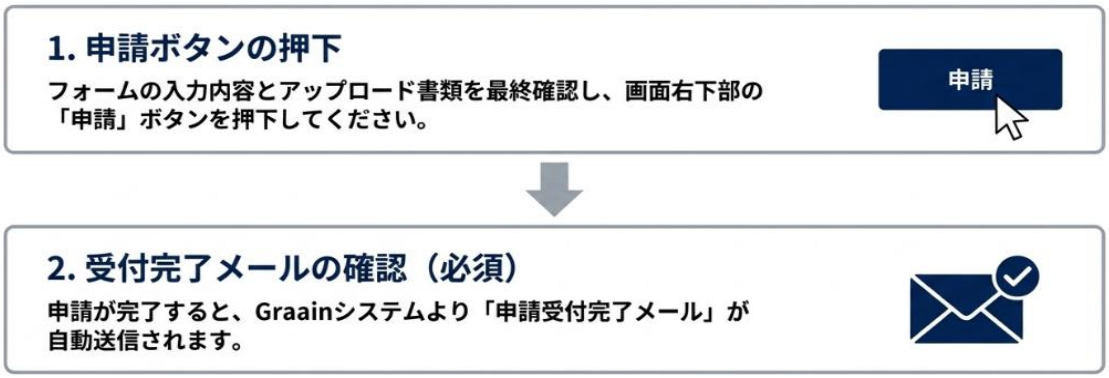
助成プログラムを選択します。

プログラム名：2026 年度　社会的養護施設等　進学支度金助成

STEP3：情報入力

申請フォームに沿って入力してください。（申請フォームは「一時保存」が可能）

STEP4：申請完了・確認



【重要】
・応募後、「Graain」より応募内容の確認や選考結果に関する重要なお知らせをお送りします。通知メールが届きましたら、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

応募締め切り：2026 年 12 月 15 日(火)13：00 まで

【注意事項等】
・助成金給付申請書および申請書類は、当財団の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、申請書類は、助成の有無を問わず返却いたしません。
・申請内容に不正や不備等が確認された場合は、審査の対象外とします。また、助成決定後であっても内定を取り消し、助成金の給付は行いません。

7. 審査

以下の点から審査し、助成の可否および助成金額を決定いたします。

1　申請内容の不備の有無、申請内容の妥当性、手続き上の問題の有無、助成事項の必要性、過去の助成状況、支度金対象者および対象人数、等
2　経営（設置・運営）母体ならびにグループ、経営状況、資金援助の必要性、運営方針、これまでの助成金の給付状況および手続き上の問題の有無、等

※上記の審査に加え、さらに審査の必要がある場合、追加の書類等の提出または提示、インタビュー（電話を含む）を行う場合がございますので、ご承知おきください。

8. 審査結果の通知

審査結果は、助成の可否にかかわらず全施設へ通知いたします。Graain 内への通知とあわせて、メールでもお知らせいたします。

2027 年 2 月 5 日(金)23：59 までに Graain 内に通知

9. 助成金の給付の流れ

①	合意書の締結	**合意書の送信**:「助成に関する合意書締結」方法について、メールにてご案内いたします。 **確認・締結**:合意書を受信後、記載内容の確認および締結作業をお願いいたします。 **注意事項**:合意書が未締結の場合、助成金の給付は行われませんのでご注意ください。
②	振込口座の提出	合意書締結後、助成金振込み口座を Graain 内に登録していただきます。 ※対象者が入所(入居)している施設、または運営法人名義の口座情報を入力。 ※個人名義の口座の提出は不可。
③	助成金の給付	・施設より進学したことを証明する書類を Graain 内へアップロードしてください。 ※2027 年 2 月中旬頃までに当財団法人ホームページのお知らせに掲載予定 報告書等提出の際は、進学したことを証明する書類の添付が必要となります。 例)「合格通知書」+「入学手続完了通知(入学金振込控など)」 ・上記書類の確認後、到着月の翌月の末日に②で指定の口座へ助成金を給付いたします。 ただし、提出書類に不足や不備がある場合は、不備が解消されるまで給付をいたしません。 報告書等の受領月の翌月末日(不備がない場合) 例) 受領日:2027 年2月 28 日(日)→ 振込:2027 年3月 31 日(水) 最終振込日:2027 年 5 月末日 ・助成金受領後、所定の期日までに「助成金受取書」をご提出ください。 (「助成金受取書」は非課税文書です。⇒国税庁>タックスアンサー>印紙税その他国税>印紙税>No.7125　営業に関しない受取書の(2)をご参照ください)
④	助成金対象者への配分	財団からの振込金を確認後に、施設が該当者に手渡しもしくは振込により助成金を配分してください。

10. 助成の中止および返還

以下のいずれかに該当した場合は、助成を中止し、合意内容の一部または全部を取り消します。また、既に助成金を給付している場合は返還をしていただきます。(ただし、対象期間について、不慮の災害や事故等の事情がある場合、これを考慮いたします)

1 進学対象期間および各条件に合致していないことが判明した場合
2 申請書類および証憑ならびに報告書等の内容に虚偽あるいは不正が発覚した場合
3 合意書およびこの募集要項の内容に反する場合
4 該当者が進学しなかった場合(該当者分に係る金額について返還)
5 入学日より、2カ月以内に退学した場合

11. 禁止事項

助成金は、対象者本人に支度金として配分する以外に使用することはできません。

12. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。
※審査結果や審査内容については、回答いたしません。

＜お問い合わせ方法＞
本助成に関するお問い合わせは、専用フォームにて承っております。
当財団法人ホームページ「お問い合わせ」より、必要事項を入力のうえお問い合わせください。
https://www.ysmf.or.jp/contact/subsidy/

13. 備考：スケジュール

募集期間	2026 年11月10 日(火)～12 月 15 日(火)13：00(Graain にて申請)
審査結果の通知	2027 年2月 5 日(金)23：59 までに、助成の可否にかかわらず全施設へ通知いたします。Graain 内への通知とあわせて、メールでもお知らせいたします。
合意書の送信・締結	2027 年2月中旬頃までに、「助成に関する合意書締結」方法について、メールにてご案内いたします。
振込口座の提出	合意書締結後に、法人もしくは施設名義の口座を、Graain 内に登録していただきます。
証憑および報告書等の書式のお知らせ	2027 年 2 月中旬頃までに当財団法人ホームページのお知らせに掲載予定 報告書等提出の際は、進学したことを証明する書類の添付が必要となります。 例）「合格通知書」+「入学手続完了通知(入学金振込控など)」
報告書等の最終提出期限	2027 年4月 15 日(木)13：00
助成金振込日	報告書等の受領月の翌月末日(不備がない場合) 例）受領日：2027 年2月 28 日(日)→ 振込：2027 年3月 31 日(水) 最終振込日：2027 年 5 月末日
助成金対象者への給付	財団からの振込金を確認後に、施設が該当者に手渡しもしくは振込により助成金を給付してください。

以上